

「助けあい・支えあい」の地域づくり推進助成金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、佐賀市地域福祉活動事業費補助金交付要綱第2条第1項の第4号から第6号の趣旨に則して、校区社会福祉協議会（以下「校区社協」という。）等が行う事業に対して助成するために必要な事項を定める。

（助成対象事業の内容）

第2条 市社協は、校区社協等が助け合い・支えあいの地域づくりの充実を図るため実施する次の事業に対し、その経費の一部を助成する。

（1）地域懇談会開催経費（座談会の開催）

校区社協等が実施した地域懇談会の開催に係る経費

（2）地域住民に対する地域福祉の意識醸成のための事業経費（講座・啓発・広報）

校区社協等が、地域住民の地域福祉活動への関心を高めるため、地域住民を対象にした研修会や学習会の開催や広報紙の作成などに要した経費

（3）地域生活課題の早期発見及び早期解決のための事業経費（ニーズ発掘）

小地域活動として、見守り活動や高齢者サロン活動、会食会、コミュニティカフェなど地域住民主体で取組む見守り活動や顔の見える交流の場を充実させ、校区社協役員や小地域単位組織代表者、市社協職員（地域担当・事業担当）がニーズを発掘する取り組み。

（助成の対象経費及び助成額）

第3条 市社協は、別表1に基づき、助成対象事業を実施する校区社協等に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

（助成金の申請）

第4条 本助成金の交付を受けようとする校区社協等は、「助け合い・支えあい」の地域づくり推進助成金交付申請書（様式第1号）に「助け合い・支えあい」の地域づくり推進助成金事業計画書（様式第2号）を添付の上、市社協会長に提出するものとする。

（助成金の交付決定及び交付）

第5条 市社協は、前条の助成金交付申請書が提出されたときは、当該申請書の審査を行い、適当と認められる場合は、「助け合い・支えあい」の地域づくり推進助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、指定された口座に助成金を振り込むものとする。

（関係書類の整備）

第6条 助成金の交付を受けた校区社協等は、助成対象事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

（実績報告）

第7条 助成金の交付を受けた校区社協等は、助成対象事業を完了したときは、事業終了後2か月以内に市社協に実績報告をしなければならない。

「助けあい・支えあい」の地域づくり推進助成金交付要領

2 前項の報告は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 「助け合い・支えあい」の地域づくり推進事成金実績報告書（様式第4号）
- (2) 「助け合い・支えあい」の地域づくり推進助成金決算書（様式第5号）
- (3) その他、会長が必要と認めるもの

（助成金の取り消し）

第8条 市社協は、第2条の目的以外に使用した場合は、助成金の交付決定の全部または、一部を取り消すことができる。

（財源）

第9条 この助成金の財源は、佐賀市地域福祉活動事業費補助金を以って充てるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

助成事業	助成金対象項目	助成金の額(円)
「助けあい・支えあい」の地域づくり推進事業	諸謝金、旅費、消耗品費、資料作成費、印刷製本費、通信費、保険料、使用料賃借料、会議費、その他	1 校区当たり 3 つ全て実施する場合は、上限 90,000 円以内、3 つのうち 2 つを実施する場合は 60,000 円以内、1 つを実施する場合は、30,000 円以内とする。
活動区分	活動内容	
(1) 地域懇談会(座談会の開催)	地域の生活課題に対し、地域での支えあいの基盤づくりに向け、誰もが参加できる場づくりやプログラムづくり、活動の担い手体制について協議する取り組み。	
(2) 地域福祉の意識醸成(講座・啓発・広報)	助け合い・支えあいに向けた福祉の学びとして講座や研修会、また、取り組みに向けたチラシや冊子作成、社協だより等広報活動により地域福祉活動への関心を高める取り組み。	
(3) 生活課題の早期発見・早期解決(ニーズ発掘)	小地域活動として、見守り活動や高齢者サロン活動、会食会、コミュニティカフェなど地域住民主体で取り組む見守り活動や顔の見える交流の場を充実させ、校区社協役員や小地域単位組織代表者、市社協職員(地域担当・事業担当)がブースを設け、ニーズを発掘する取り組み。	